

令和5年度版 いるましの環境

第三次入間市環境基本計画環境報告書 ～人と環境が共生するまちをめざして～



— 入間市 —

※この冊子は令和4年度における本市の環境の現状と、「第三次入間市環境基本計画」に基づいた指標の評価を年次報告書としてまとめたものです。市民・事業者・民間団体等の方々に、入間市の環境の現状と、本市の施策に対するご理解とご協力を深めていただくための一助となれば幸いです。

はじめに

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれたまちです。

私たちは、この恵まれた環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。そのためには市、市民及び事業者が共通の認識に立って、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちづくりに取り組まなければなりません。

このような背景を踏まえ、平成10年9月に環境の保全及び創造に関する取組の基本となる入間市環境基本条例を制定しました。また、入間市環境基本条例に基づき、平成12年3月に「入間市環境基本計画(第一次計画)」を策定し取組を実施し、現在は第三次計画に取り組んでいます。

さらに、地球温暖化防止のための取組として、平成11年3月に「エコいるま行動計画」を策定し、平成19年3月から「入間市地球温暖化対策実行計画」に改訂、令和4年度まで「第四次入間市地球温暖化実行計画<事務事業編>」に沿って温室効果ガス削減をめざして取り組みました。また、令和3年2月には、埼玉県西部地域まちづくり協議会(構成市:所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)において、2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指すこと(ゼロカーボンシティ宣言の表明)を共同で宣言しました。令和5年3月には、行政の取組に限らず、市民や事業者を含めた計画として、新たな「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けて、令和12年度までに、温室効果ガスの排出量の46%削減(平成25年度比)することを目標として定め、様々な取組を開始しました。



ゼロカーボンシティ共同宣言

目 次

第1章 総説

1-1 第三次入間市環境基本計画の概要	2
1-2 第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要	5
1-3 推進体制	6
1-4 いるましの環境	6

第2章 第三次入間市環境基本計画の進捗状況

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進	9
2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全	19
2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築	28
2-4 基本方針4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全	34
2-5 基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践	38
2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価	46

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の進捗状況

3-1 目標	48
3-2 結果・解説	48
3-3 温室効果ガスの削減方針	52

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例	54
---------------	----

第1章 総説

- 1-1 第三次入間市環境基本計画の概要
- 1-2 第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要
- 1-3 推進体制
- 1-4 いるましの環境

第1章 総説

1-1 第三次入間市環境基本計画の概要

平成22年に策定した第二次入間市環境基本計画の計画期間が満了したことから、令和2年度から令和11年度までを計画期間とした「第三次入間市環境基本計画」を策定しました。

(1) 計画の目的

第三次計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が、知恵と力を出し合い、将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

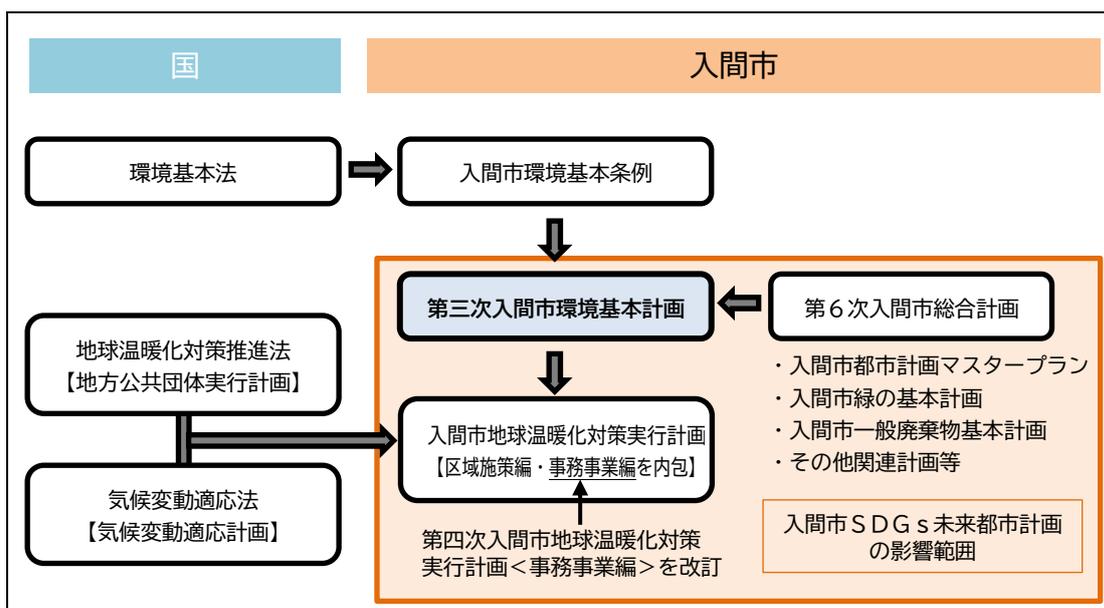
(2) 計画の期間

第三次計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間です。

(3) 計画の位置付け

入間市環境基本条例第8条により環境基本計画を策定することを定めています。

また、「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目標とした第6次入間市総合計画と整合を図り、環境の保全・創造の基本的な方向を示す計画として位置付けます。



(4) 計画の見直し

第三次計画は、策定後5年を目途として、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、法律の改正などに応じて見直しを行います。また、見直しにあたっては、入間市環境基本条例第8条第5項に基づき、市民、事業者、民間団体の意見を反映するための措置を講じ、入間市環境審議会の意見を聴くものとします。

(5) 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景、第二次計画の評価、第三次計画の基本的事項を示します。

また、望ましい環境像の実現に向けた基本方針を明らかにします。

第2章 施策の具体的内容と進行管理指標

基本方針にもとづいた具体的な取組内容を示します。

第3章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理について示します。

(6) 望ましい環境像

本市が目指す望ましい環境像は、第二次計画の考え方を引き継ぐとともに、社会情勢の変化、第6次入間市総合計画の趣旨および第二次計画の課題を踏まえたうえで、人と環境が共生するまちを目指して、次のとおりとします。

一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち

他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り
引き継ぐことのできるまち

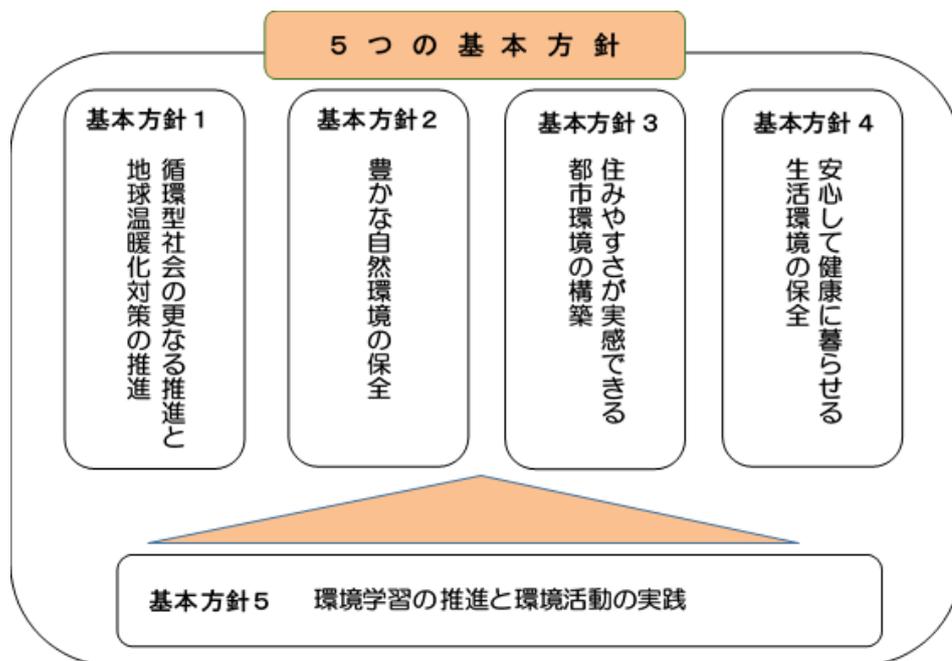
産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが
住み良さを感じられるまち

すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に
主体的に取り組むことができるまち

(7) 基本方針

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本方針を設定します。基本方針は国際的な潮流や社会情勢の変化に対応し、今後の本市の環境活動の根幹となる方針です。

この基本方針は、【循環型社会・地球温暖化】、【自然環境】、【都市環境】、【生活環境】の各分野に加え、基本方針の達成のための手段となる【環境学習】を設定しています。



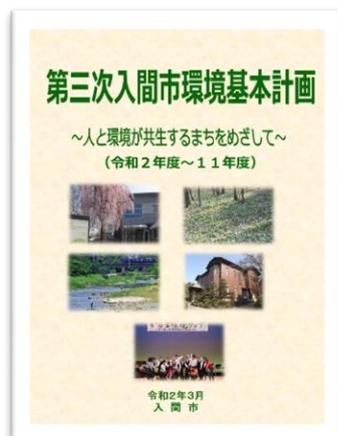
基本方針1「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」

基本方針2「豊かな自然環境の保全」

基本方針3「住みやすさが実感できる都市環境の構築」

基本方針4「安心して健康に暮らせる生活環境の保全」

基本方針5「環境学習の推進と環境活動の実践」



1-2 第四次入間市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>の概要

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面の上昇が観測されています。日本においても、年平均気温は様々な変動を繰り返しながら上昇しており、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」の規定により、事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画(実行計画)を策定することが義務付けられています。入間市では、それまで全庁で取り組んできた「エコいるま行動計画」(平成11年3月策定)の取組を継承し、同計画に不足している温室効果ガスの排出量の把握などの要素を加えて平成19年3月に「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、第二次計画、第三次計画を策定し、平成30年3月末で第三次計画期間が満了したことから、新たに平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第四次入間市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>」を策定しました。

平成10年10月9日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」は地球温暖化対策の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取組を促進するための法的枠組みとして、平成11年4月8日より全面施行されました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、国、都道府県及び市町村に対して、それぞれの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための実行計画を策定・公表するとともに、その実施状況を公表するよう求めています。

市では、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を効果的に削減していくため、国の基本方針に従い、6つの分野の取組を推進しています。

- (1)省エネルギー
- (2)省資源
- (3)廃棄物の減量及びリサイクル
- (4)グリーン購入
- (5)施設管理
- (6)入間市発注の公共工事、業務委託等に関する配慮



運用については、環境マネジメントシステム(EMS)をツールとして、具体的な取組事項を進めていきます。推進・点検等の進行管理については、温室効果ガス排出量の取りまとめをEMS事務局で行い「いるましの環境」で公表します。

また、計画を全庁的に推進していくためには、職員一人一人が、事務事業における環境への負荷を自覚し、環境に配慮した行動を展開していくことが不可欠であることから、職員研修や職場研修、情報提供を行います。

なお、第四次入間市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>は、令和4年度で計画期間が終了しました。令和5年度からは、市民や市内事業者の取組についての計画である「区域施策編」に、市の事務事業についての計画である「事務事業編」を内包する形で、新たに入間市地球温暖化対策実行計画を策定しており、この計画に沿って更なる地球温暖化対策の取組を推進していきます。

1-3 推進体制

入間市環境審議会は、市民や事業者、知識経験者などの参加のもと、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況などを点検、評価し、市民意見などを踏まえて、必要に応じてより効果的な施策を検討し提言する役割を担います。

また、市が環境の保全及び創造に向けた具体的な施策を推進していくためには、庁内の横断的かつ総合的な調整や連携が必要不可欠となります。EMS推進会議は、環境の保全及び創造に関する施策の推進や計画の進行管理について、総合的な調整や点検を行い、各担当課の取組を推進する役割を担ってきました。令和5年度からは、地球温暖化対策をより積極的に推進していくため、入間市地球温暖化対策検討ワーキングチームを中心に、SDGs推進体制により、市の施策の検討や進捗管理を行います。

入間市環境まちづくり会議は、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための推進組織として、平成13年7月に設立されました。そして、第三次環境基本計画を効果的に推進するため、すべての主体の参加のもと、全市的な組織として、施策を自主的かつ積極的に推進していく役割を担います。

1-4 いるましの環境

「いるましの環境」は、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、年度ごとに環境の現状と主な施策の実施状況について実績を取りまとめ、市民に公表していきます。同時に、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の進捗状況も報告するものです。

本書は、「第三次環境基本計画」、「第四次地球温暖化対策実行計画<事務事業編>」の分野に

第1章 総説

おける令和4年度の実施状況の実績を評価したものです。

なお、5年経過時に中間見直しを予定しているため、令和2年度から令和6年度までの5年間の前期計画期間として実施状況の評価を並べて記載します。本書では、令和2年度から令和4年度までの評価を記載しています。

各年度の実施状況に大きな影響を与えた要因として、以下の事項がありますので、参考に記載いたします。

○新型コロナウイルス感染症

以下の経緯により、令和2年度、令和3年度を中心に、イベント等の事業の多くが中止となり、その期間の実施状況が悪くなっています。

- 令和元年度 新型ウイルスの集団感染が発生し、世界で認知され始めた。
- 令和2年度 外出自粛の呼びかけ、緊急事態宣言など、イベントや外出の自粛を行った。
市のイベントのほとんどが開催自粛となった。
- 令和3年度 年度の半分以上の期間で、まん延防止重点措置または緊急事態宣言の期間となった。市のイベントについては、対策・制限付きで一部実施した。
- 令和4年度 まん延防止重点措置等は終了となった。市のイベントの多くが再開したが、感染症拡大防止対策を行ったうえでの実施となった。
- 令和5年度 5月に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上「5類」に引き下げられ、制約がほとんどなくなった。

○入間市の人口変動

入間市の人口は近年減少傾向です。人口が減少することにより、市民全体の活動量に対して減少要因となります。入間市の平成30年(基準年度)以降の人口は次のとおりです。

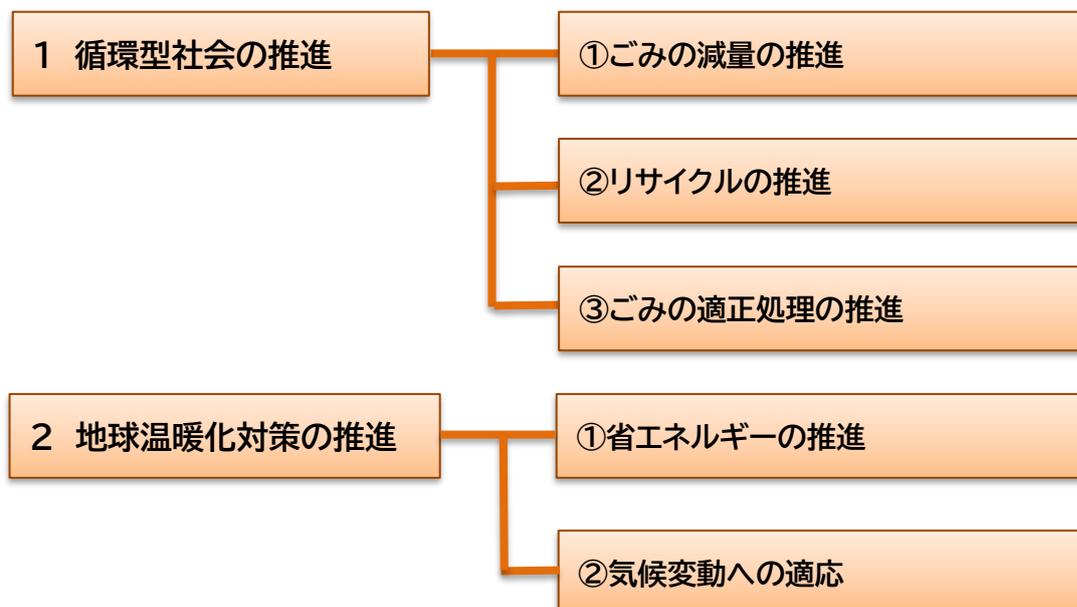
入間市の人口 (各年4月1日現在)

対象年	人口(人)	世帯数(世帯)
平成30年	148,592	64,694
平成31年(令和元年)	148,297	65,579
令和2年	147,542	66,060
令和3年	146,808	66,722
令和4年	146,074	67,072
令和5年	145,360	67,769

第2章 第三次入間市環境基本計画の進捗状況

- 2-1 基本方針1
- 2-2 基本方針2
- 2-3 基本方針3
- 2-4 基本方針4
- 2-5 基本方針5
- 2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進



1 循環型社会の推進

環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくために、市民・事業者・市の知恵と力でライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化に努め、ごみの発生を最少にすることが重要です。なお、発生したごみは、可能な限り脱焼却、脱埋立てを進め、安全かつ適正に処理することに努めていきます。

①ごみの減量の推進

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1	家庭ごみ排出量 (市民一人当たりの1日の排出量)	g/人/日	656	675 ↓	623 ☆	509 ☆			642 以下
2	事業ごみ排出量 (年間処理量)	t/年	8,705	7,925 ☆	8,056 ☆	7,995 ☆			8,198 以下
3	リサイクルプラザの活用 (リサイクルの日の開催)	回/年	10	中止 ※	6 ↓	10 ☆			10
4	リサイクルプラザの活用 (各種教室への参加)	人/年	2,825	441 ↓	2,204 ↓	2,535 ↓			3,000
5	生ごみ処理機器の 購入補助による普及 拡大	基/年	17	36 ↑	37 ↑	28 ↓			40
6	埼玉県「彩の国エコ グルメ事業」への 登録	店舗 (累計)	50	52 ☆	57 ☆	62 ☆			50

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇イベント参加者と生ごみ処理機の件数で悪化、ごみ排出量の減量は達成

リサイクルプラザの各種教室への参加者数は、基準の平成30年度より少ないものの、新型コロナウイルス感染症の影響も軽減し、令和3年度と比較すると増加しています。

生ごみ処理機器の購入補助については、単価の高い機器の申請が多く、1件当たりの補助が高額になったことにより、年度途中で予算上限に達してしまい、件数が減少しました。今後も、購入補助について周知を行い、生ごみの家庭内処理を促進します。

それ以外の項目は、いずれも達成となりました。特に、「ごみの減量の推進」に直接関わる指標1の家庭ごみの排出量と指標2の事業ごみの排出量は、共に減少しており、施策として前進しています。

【具体的取組】

・マイバッグの利用やごみを出さない生活スタイルの推進

3R推進月間である10月に、「ごみ減量・マイバッグ推進キャンペーン」を実施し、啓発活動として、公共施設、商業施設でポスターの掲示とチラシの設置を行いました。

・事業系ごみ削減キャンペーンの実施

令和4年10月に、県と共同で、事業ごみの3Rと適正処理の促進をするための「事業系ごみ削減キャンペーン」を行いました。また、令和4年10月26日に搬入検査を行い、内容物に問題がある事業者に対して指導を行いました。

・リサイクルプラザを拠点とする、ミニフリーマーケット等の実施

4月と11月を除く毎月第2日曜日に開催している「リサイクルの日」に、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の重要性をアピールするために、フリーマーケット等を開催しました。

・生ごみの家庭内処理の促進

家庭からでる生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処理機を購入し、日常生活の中で、排出される生ごみの減量及び資源化に自主的に取り組む方に対して、購入費の一部を補助金として交付しました。令和4年度の実績は28基(電気式11基、コンポスト式17基)です。

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

・食品ロスを減らすための取組

リサイクルの日にフードバンク入間によるフードドライブ※および食品ロス削減のPRを実施しました。

また、店舗で販売する食料品について、商品棚の手前にある賞味期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」を消費者に呼びかけるため、入間市オリジナルPOPを作成し、市内コンビニエンスストア42店舗や大型商業施設等に設置していただきました。



てまえどりPOP店舗設置の様子

※フードドライブ 家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンクなどを通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動

②リサイクルの推進

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
7	ごみの資源化	%	24.3	23.29 ↓	22.83 ↓	22.55 ↓			30.0
8	わかりやすい ゴミ分別の検討	—	ごみチャンネル改訂、アプリ導入	改訂は 令和4年度 →	改訂は 令和4年度 →	ごみチャンネル改訂、 英語版アプリ導入 ☆			継続
9	資源再利用奨励補助の推進(団体数)	団体 (累計)	198	189 ↓	185 ↓	182 ↓			260
10	資源再利用奨励補助の推進(回収量)	t/年	2,235	1,583 ↓	1,442 ↓	1,399 ↓			3,600

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇ごみチャンネル※を改訂、資源化率や資源回収登録団体による回収は減少

令和5年度からのプラスチックの一括回収に合わせて、ごみチャンネルの改訂を行いました。また、ごみ分別を促進するために、英語版ごみ分別アプリを導入しました。

一方で、ごみの資源化率や資源回収登録団体の団体数、回収量は、いずれも減少しました。原因として、人口減少や、電子書籍の普及や生活様式の変化により、対象物自体の量が減少していることが考えられます。

資源化率を上げるために、令和5年度は、雑がみの回収促進やプラスチックごみの一括回収の開始、施設見学やごみ減量推進地区説明会等での周知啓発を行います。

※ごみチャンネル 品目ごと50音順にごみの分別方法について記載したもの。ごみ分別事典。

【具体的取組】

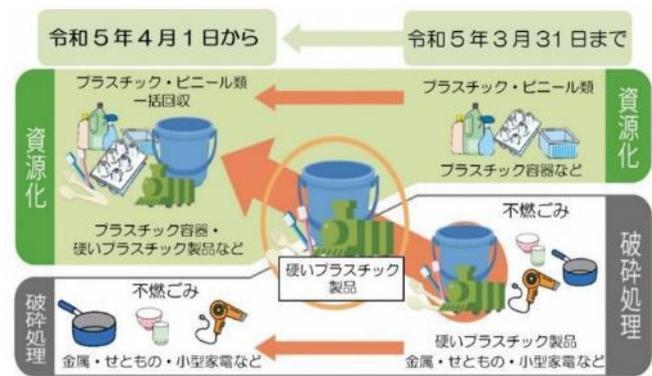
・ごみ分別アプリの活用

ごみ分別アプリ(ダウンロード数 23,545 件 令和5年3月末時点)を利用し、集積所にごみを出すときの注意事項や、集積所に排出できないもの、リサイクルプラザ等の体験教室やおもちゃ病院等のイベント開催のお知らせ、施設の状況等の情報を発信しました。

また、令和5年3月に英語版ごみ分別アプリを導入しました。

・わかりやすいゴミ分別方法の研究

令和4年4月1日にプラスチック新法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)が施行されたことに伴い、プラスチックの回収方法を検討し、令和5年4月から容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を開始しました。



プラスチックごみ一括回収

・分別ガイド※の改訂(※「元気ないるま」のごみチャンネルに掲載されているごみ分別事典のこと)

令和5年度からのプラスチックごみ一括回収にあわせて「入間市の家庭ごみの分け方・出し方」リーフレット及び「元気な入間」のごみチャンネルを改訂し、全戸配布を行いました。

・資源回収登録団体に対する奨励補助

家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できる古紙や古布類等を回収した資源回収登録団体に対して補助金を交付しました。令和4年度は、登録団体182団体のうち資源回収を実施した団体に対して、延べ855件の補助金を交付しました。

【その他の取組み】

・官民連携による家庭系廃食油の回収・リサイクル事業の開始

UCO CONNECT 株式会社および三井住友海上火災保険株式会社との連携により、令和5年3月から、家庭から出る使用済み食用油(廃食油)を市内スーパーマーケットで回収して、バイオディーゼル燃料やバイオプラ



廃食油回収ボックス

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

スチックの原料へリサイクルする事業を開始しました。対象店舗は順次拡大予定です。

なお、令和5年8月時点の回収ボックス設置店舗は、いなげや春日町店、ヨークマート入間扇台店、ヨークマート入間店です。

・官民連携によるペットボトルの水平リサイクルの協定締結

サントリーグループと連携して、回収したペットボトルを繰り返しペットボトルの原料として使用する「ボトル to ボトル」水平リサイクル※を令和5年4月1日から実施することとしました。

入間市オリジナルの啓発ポスターを掲示し、併せて入間市内の小中学生を対象とした環境教育を実施することで、「循環型社会」や「リサイクルの大切さ」を伝えて、市民の行動変容を促します。



ボトル to ボトルPRポスター

※「ボトル to ボトル」水平リサイクル

回収したペットボトルを原料にもどし、再び PET ボトルを作ること。新たに化石由来の原料を使用する場合と比較して約60%のCO₂排出量削減効果がある。

③ごみの適正処理の推進

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
11	最終処分場の年間埋立量の削減状況	t/年	2,597	2,299 ☆	2,274 ☆	2,122 ☆			2,600 以下
12	ごみ処理施設の環境保全情報の公開	—	ホームページ 2回更新	ホームページ 6回更新 ☆	ホームページ 6回更新 ☆	ホームページ 6回更新 ☆			継続
13	ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施	—	修繕・改修工事の実施	修繕・改修工事の実施 ↑	定期修繕等の実施 ☆	定期修繕等の実施 ☆			継続
14	次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定	—	実施	地元説明会を実施 ↑	地元説明会を実施 ↑	方針変更			計画策定

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇次期最終処分場は建設しない方針に変更、それ以外の指標は達成、

ごみ処理施設の維持管理は継続的に実施し、環境情報も定期的に公開しています。

また、次期最終処分場の建設に関しては、埋立処分から資源化への方針転換を行い、新最終処分場を建設しない方針に変更することとしました。

【具体的取組】**・最終処分場の埋立量の削減と延命化**

埋立処分から資源化へ方針転換を行いました。令和5年度以降は、焼却灰の資源化量を拡大し、破碎残渣についても委託により資源化を開始します。

・ごみ焼却施設から発生する排ガスの分析結果の公開

定期的な排ガス測定を実施し、結果をホームページで公開しています。測定結果は、いずれも基準値以内となっています。

・ごみ処理施設の基幹的設備の更新

円滑にごみ処理施設を継続運転するために、焼却施設、破碎施設の定期修繕に加え、破碎機本体及び焼却炉内耐火壁の修繕等を実施しました。

・新たな最終処分場の建設に向けた検討

新たな最終処分場の建設については、環境側面への配慮だけでなく、新最終処分場の整備コスト、次世代の財政負担削減という観点からも検討を行いました。その結果、新最終処分場は整備せず、将来的に焼却灰等の全量を委託化(資源化、処分委託化)する方針に変更することとなりました。

2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、人類の生存にも関わる最も重大な環境問題です。近年の夏季の猛暑日の増加や、豪雨や大型台風などの自然災害の増加など、地球温暖化の影響によると思われる現象が市内でも起きています。

これまでは、地球温暖化のペースを緩やかにしていく緩和策を推進してきましたが、これからは、私たちが気候変動に対応していく適応策も必要となってきています。

①省エネルギーの推進

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
15	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	件/年	109	115 ↑	51 ↓	1 ↓			150
16	市の施設におけるCO ₂ 排出量の削減	t-CO ₂	33,023	37,186 ↓	32,478 ↑	24,217 ☆			29,723 以下
17	公共施設における省エネルギー設備等の設置件数	件 (累計)	4	4 →	4 →	5 ☆			推進

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇補助金件数は対象の変更により減少、市の施設におけるCO₂排出量の目標は達成

住宅用省エネルギー設備設置費補助金は令和3年度で終了し、令和4年度はV2H 充放電設備に対して補助を実施しました。補助対象が限定されたうえ、機器の納期遅延等の影響もあり、補助は1件のみでした。令和5年度は、V2H 充放電設備に加えて、太陽光発電設備や定置用リチウムイオン蓄電池への補助金を拡大し実施しています。

令和4年度は、省エネ・省資源への働きかけの他、市役所本庁舎立体駐車場に太陽光発電設備を設置するなどの取組により、市の施設におけるCO₂排出量を大きく削減し、目標を達成できました。(詳しくは第3章で説明しています。)

【具体的取組】

・住宅用省エネルギー設備を設置する市民への補助

令和4年度は、住宅用再生可能エネルギー活用設備設置費補助金として、再生可能エネルギーの活用と電気自動車の普及促進、災害時の防災レジリエンス強化を目的に、V2H 充放電設備に対して補助金を交付しました。

令和5年度は、家庭での太陽光発電設備の設置を加速させるため、V2H充放電設備に加えて、太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助を実施します。また、環境省の交付金を活用し、自家消費型の太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池については、補助金額の増額(太陽光発電設備 最大35万円、定置用リチウムイオン蓄電池 最大50万円)を行います。

・市の施設における二酸化炭素排出量の削減

夏のライフスタイル(クールビズ)の実施の他に、夏季の電力需給ひっ迫に伴う電力使用削減の呼びかけを実施しました。また、庁用車としてEV(電気自動車)を導入し、市役所の立体駐車場に太陽光発電設備(73.72kW)を設置しました。



立体駐車場の太陽光パネル

さらに、庁内の施設管理課の課長職を中心に入間市地球温暖化対策検討ワーキングチームを設置し、市の施設における省エネ・創エネの施策と第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に続く計画について検討しました。令和5年度以降の計画は、令和5年3月に策定した、入間市地球温暖化対策実行計画に内包しています。

【その他の取組み】

・入間市地球温暖化対策実行計画の策定

令和5年3月に入間市地球温暖化対策実行計画を策定しました。本計画では、令和12年度(2030年度)に二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)比で46%削減し、令和32年度(2050年度)に二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するために、市民、事業者、行政が一体となって取り組む施策を定めています。

・ゼロカーボン協議会の設立

SDGsの推進や、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取組を加速させるため、県内初となる脱炭素型まちづくりの官民連携協議会として、令和4年6月28日に「入間市ゼロカーボン協議会」を設立しました。

また、協議会の中に需要・供給・金融支援の3つの専門部会を設置し、入間市内の再生可能エネルギー導入促進に向けて検討を行いました。令和5年度からは、ライフスタイル部会とバイオマス部会を新設し、5つの専門部会で検討を進めていきます。

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

・公用EV(電気自動車)の導入およびカーシェアリング

令和5年2月1日から太陽光発電設備とEV(電気自動車)を導入し、公用時間外はEVをカーシェアリングに活用する事業を民間企業と連携して開始しました。この取組により、市の電力使用による環境負荷を低減し、市民の方にEVの普及促進と地球温暖化防止についての意識啓発



導入した市民シェアリング対応のEV

を行うと共に、停電時にEVを防災拠点等で非常用電源とすることにより災害レジリエンスを強化します。

市民シェアリング 平日夜間(19時00分～翌朝7時00分)、土日祝日(終日)

予約・利用・決済はシェアリングアプリ(eemo)

・サステナブルウォークいるまいるの実施

令和5年1月12日からスマートフォン用アプリ「SPOBY(スポビー)」を活用し、日頃の生活における徒歩・ランニング・自転車による移動で脱炭素ポイントをためることにより、協賛店舗の特典と交換できる取組を実証的に実施しました。1月から3月までの実証結果は、参加者624人、CO₂排出削減量 約2t-CO₂となっています。

また、令和5年2月19日には経済産業省と入間市の共催により靴や食品などの特典交換会とあわせて、イオンスタイル入間で本取組に関するワー



クショップを開催し、本取組の周知および市民の意識啓発を行いました。

令和5年度は、協賛店舗を増やして、地域経済の活性化をしつつ、市民のライフスタイルにおける行動変容を促進し、市内での二酸化炭素排出量の削減に努めます。

②気候変動への適応

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
18	土砂災害警戒区域に対する警戒避難マップ作成地区数	地区(累計)	5	5 ☆	5 ☆	5 ☆			5
19	防災訓練参加者数	人	17,505	中止 ※	中止 ※	20,845 ↑			25,000
20	避難場所としての機能を持った公園・緑地の確保	ヶ所(累計)	6	6 ☆	6 ☆	6 ☆			維持
21	雨水利用タンク補助金交付件数	件/年	6	9 ↑	9 →	0 ※			10

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】**◇雨水利用タンク補助金は制度終了により未実施、それ以外の項目は進展または達成**

雨水利用タンク補助制度については、補助金の見直しの中で廃止することとなり、令和4年度は実施しませんでした。今後は、気候変動への適応策として、国際的な動向や国の政策を参考に、効果的な施策について研究・検討を行います。

それ以外の項目については、進展または達成となりました。なお、防災訓練は、令和2年度、令和3年度と中止でしたが、令和4年度は再開し、20,845人が参加しました。

【具体的取組】**・土砂災害に対する警戒避難マップの充実**

土砂災害ハザードマップを盛り込んだ入間市防災ガイドブックについて、市庁舎および公民館での設置により配布しています。また、転入者への配布を実施しました。

・防災訓練の実施

市内全域を対象とした入間市防災訓練を令和4年11月12日に実施しました。訓練は、安否確認訓練や避難所開設訓練等、災害時に実効性のある内容としました。(参加者 20,845人)

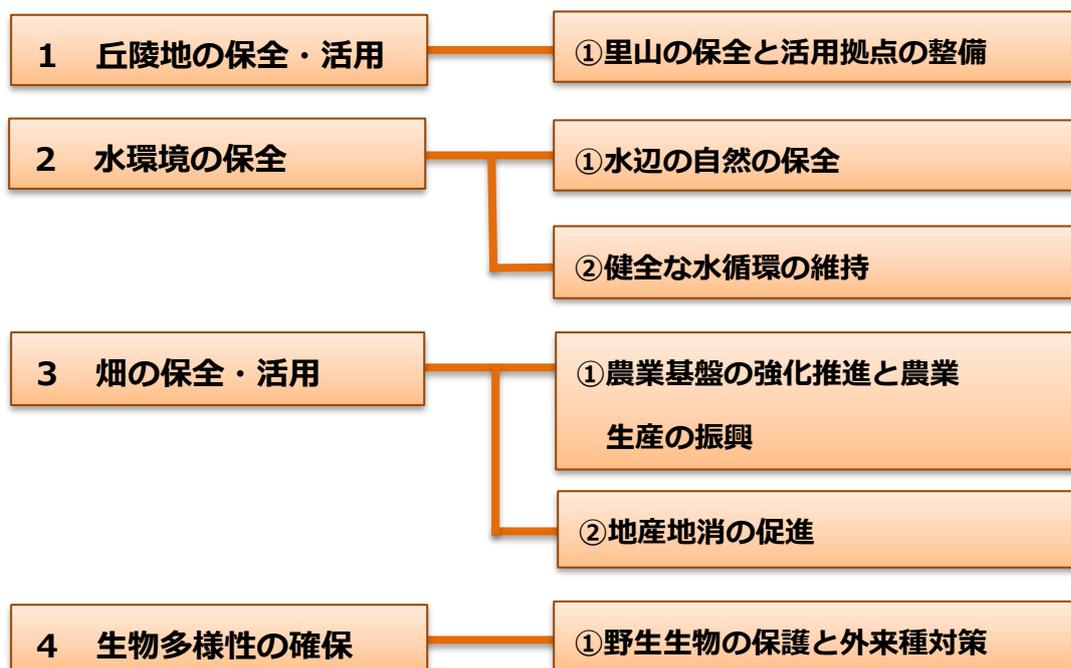
・避難場所としての公園・緑地の確保

都市公園を中心に、樹木の剪定や除草作業等による適切な維持管理を行い、公園・緑地における避難場所としての機能の維持に努めました。

・雨水利用タンク設置費用の補助

雨水利用タンクの設置補助については、平成13年度から令和3年度までの21年間実施しましたが補助金の見直しの中で廃止することとなりました。これまでに合計で232件2,706,000円の補助を行いました。

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全



1 丘陵地の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵は、古くから人々が住み、歴史と文化を育んできた里山で、ふるさとの原風景と豊かな自然環境を残しています。このような里山は日本各地で見られました。里山は、環境保全や景観形成など、多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地は、「子孫や未来の市民からの預かりもの」であり、恒久的な保全と計画的な活用が必要です。

①里山の保全と活用拠点の整備

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
				H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
22	(仮称)加治丘陵さとやま自然公園用地取得面積	ha (累計)	59.4	62.28 ↑	64.7 ↑	67.1 ↑			83.6
23	加治丘陵の公有地化の推進	ha (累計)	115.1	122.0 ☆	124.7 ☆	127.8 ☆			推進
24	ボランティア団体などの市民と市の協働による維持管理体制	—	検討	検討 →	検討 →	検討 →			推進
25	加治丘陵活用イベントの開催	—	開催を検討	開催を検討 ☆	2回開催 ☆	3回開催 ☆			イベントの開催
26	計画的な施設整備	施設	5	5 →	6 ☆	6 ☆			推進
27	周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用	—	イベント等の実施他	中止 ※	参加 →	参加 →			推進

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】**◇用地取得、施設整備は進展又は達成、その他の項目も継続実施により現状維持**

(仮称)加治丘陵さとやま自然公園用地は、約 2.4ha 取得し、加治丘陵の公有地化も約 3.0ha 進み、それぞれ進展及び目標達成となりました。また、加治丘陵の6施設については、継続的に維持管理を実施しており、加治丘陵を活用するイベントについては、自然かんさつ会を3回実施するなど、いずれも目標達成となっております。

加治丘陵の維持管理体制については、ボランティア団体との協働により継続して実施しているため、評価は現状維持となっております。今後は維持管理体制を維持するために、広報・市公式ホームページ等による情報提供により、ボランティア活動の促進を図ります。

周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用については、都立狭山公園で実施するイベントさやま KIDS DAY に参加しました。引き続き周辺自治体と連携し、狭山丘陵の活用を推進します。

【具体的取組】**・(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の整備推進**

令和4年度に、約 2.4 ha の土地を取得し、(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の計画面積 110.2 ha のうち、約 67.1 ha を公有地化しました。

・加治丘陵保全地の公有地化

令和4年度に、約3.0 ha の土地を取得し、加治丘陵さとやま計画区域の面積 424 ha のうち約 127.8 ha を公有地化しました。

・ボランティア団体と市の協働による維持管理体制の充実

NPO 法人加治丘陵山林管理グループ、その他加治丘陵山林管理ボランティア団体により、山林管理を実施しました。また、市民公募の加治丘陵さとやま巡視員による丘陵内の巡視や美化活動を実施しました。

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全

・加治丘陵の施設整備

加治丘陵の施設について、丸太ベンチや丸太階段の設置および補修等を行い、散策者の利便性、安全性の向上を図りました。

なお、令和4年度時点での加治丘陵における施設は、山仕事の広場、桜山展望園地、探検の森休憩園地、四季の森休憩園地、自然探勝路、花見の丘の6施設です。



花見の丘(農村環境改善センターの西側)

・さいたま緑の森博物館との連携・協力による、狭山丘陵の保全と活用

さいたま緑の森博物館保全活用協議会に参加し、さいたま緑の森博物館の自然環境の保全・管理と自然資源の有効活用の方法について協議しました。また、さいたま緑の森博物館イベント情報について広報いるまに掲載しました。

・周辺自治体と連携した狭山丘陵観光事業の推進



さやま KIDS DAY

令和4年5月5日に、東京都立狭山公園で開催された「さやま KIDS DAY」に参加し、関連自治体とともにゆるキャラの派遣やパンフレットの配布などを行いました。

2 水環境の保全

市内には、主な河川として、入間川、霞川、不老川の3本の河川があります。河川は、利水、治水や地域コミュニティ、レクリエーションの場、気候の緩和など様々な機能を持っています。

また、景観的に美しい河川は、私たちの生活に安らぎを与え、憩いの場になります。

大雨時などには大量の雨水が河川に流入し、氾濫等が発生しています。雨水が一気に河川に流れ込まないように宅地や公共施設への浸透施設の普及、地下への浸透などの対策が必要です。

①水辺の自然の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
28	野生動植物の生息・ 生育地の保全面積	ha	1.5	1.5	1.5	1.5			現状 維持
				☆	☆	☆			
29	入間川・霞川・不老川 の河川水質調査	回/年	4	4	4	4			4
				☆	☆	☆			
30	多自然川づくり 整備の推進	県への要望 回/年	1	1	1	1			1
				☆	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇いずれの指標も達成

水辺の環境保全のため、保全面積の維持や継続的な水質調査の実施に努めました。

また、多自然川づくり整備の推進として、河川用地の樹木等に関して、地元自治会からの要望を基に、現地確認および図面作成を行い、県に要望を行いました。

【具体的取組】

・河川周辺の自然環境の保全

水辺の野生動植物の生息・生育地の保全地は、「谷田の泉周辺保全地」13,282 m²と、「ホタルの里」1,379 m²の合計 約 1.5ha です。「谷田の泉周辺保全地」は県と市で公有地化し保全しており、「ホタルの里」は借地契約し保全しています。

・入間川・霞川・不老川での定期的な水質調査

入間川、霞川、不老川、林川において、年 4 回(5 月、8 月、11 月、2 月)河川水質調査を行いました。入間川の2地点のうちの1地点と、不老川の4地点のうちの1地点で BOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値が環境基準を上回りました。軽微な超過であるため経過観察としています。

・豊かな自然環境と調和した動植物の生息できる環境づくり

令和4年度は、河川管理者へ危険箇所、破損箇所の情報提供と、それに伴う修繕要望等を行いました。今後も、豊かな自然環境と調和した動植物が生息できる環境づくりを目指します。

②健全な水循環の維持

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
31	雨水浸透ますの 累計補助件数	件	19※ ¹ (1 件/年)	20 (0 件/年) ↓※ ²	20 (0 件/年) ↓※ ²	20 (0 件/年) ↓※ ²			38 (5 件/年)
32	浸透トレンチ管等 の設置指導	—	開発、建築 許可申請 57 件	開発許可等 において指導 62件 ☆	開発許可等 において指導 92件 ☆	開発許可等 において指導 70件 ☆			開発許可等 において指導
33	公共施設における 緑化の推進	—	花壇、壁面及び 屋上緑化の推進地	継続 ☆	継続 ☆	継続 ☆			継続

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※1 基準値(H30 年度実績)に誤りがあったため、修正しています。

※2 指標は累積件数ですが、年度あたりの件数に対する評価としています。

【現状と課題】

◇雨水浸透ますの補助は申請なし、それ以外の指標は達成

不老川流域における雨水浸透ます設置費補助について、令和4年度の補助件数は0件でした。令和2年度以降停滞しているため、市公式ホームページに詳しい情報を掲載し、広報いるまで周知を行うことで、対象者が利用しやすい制度となるよう努めます。

浸透トレンチ管等の設置指導および公共施設の緑化推進については、いずれも継続して実施しています。

【具体的取組】

・不老川流域への雨水浸透ます設置費用の補助

広報いるま5月号で、不老川流域において、雨水浸透ます設置費の補助を行っている記事を掲載しました。

・雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置推進

開発許可や建築許可の際に、雨水の貯留施設や浸透施設(浸透トレンチ管等)の設置を指導し、新たに開発した宅地等からの雨水流出を抑制しました。

・施設の緑化の推進

庁内の職員研修や通知等により、施設緑化についての周知、啓発を継続して行いました。

3 畑の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵にはさまれた広大な茶畑は、本市の代表的な景観でもあります。農地は雨水が浸透するため、広い農地は地下水の循環にも大きく寄与しています。

①農業基盤の強化推進と農業生産の振興

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
34	農地利用権設定 の面積	ha (累計)	58.1	113.3	124.4	127.5			90.0
				☆	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇目標達成

農業経営の規模拡大を図る農業者と農地を貸したい方の間で貸借の権利を設定して、農地の集積を図る、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、農地を借りたい方と貸したい方の要望を適切につなげるよう努め、目標を達成しています。

【具体的取組】

・農地の利用集積のための農地中間管理事業の実施

農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の利用集積を推進しました。また、埼玉県農林公社、農業委員会と協力し、農地中間管理事業を進めました。

・農産物のブランド化、プロモーションによる農業生産の振興

農業生産の振興のための取組として、次の取組を実施しました。

- ・狭山茶PR用一煎パックの配布、パッケージのリニューアル、ティーバッグの配布
- ・婚姻届を出した方に急須プレゼント
- ・庁舎茶園展示
- ・狭山茶振興のための横断幕等を製作・設置
- ・茶業者団体との共同プロモーション事業



狭山茶 PR 用一煎パック

- ・入間市産農産物について市報、ホームページでプロモーション
- ・ふれあい朝市(毎週土曜日)の開催支援、研修支援

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全

・ふれあいマルシェいるまの開催支援

・おいしい狭山茶大好き条例の制定

また、観光振興・狭山茶振興のための取組として、狭山茶を五感で体験できる体験スポット、茶畑テラス「茶の輪」を作りました。



茶畑テラス「茶の輪」

②地産地消の促進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
35	農産物の直売会 実施回数	回/年	50	39	47	60			55
				↓	↓	☆			
36	給食における地場 農産物の使用月数	カ月 /年	9	7	10	12			9
				☆*	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校により、給食提供月が9カ月となったため、7カ月の使用により目標達成としています。

【現状と課題】

◇新型コロナウイルスの影響も軽減し、いずれも目標達成

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止となった「ふれあい朝市」が通常どおり実施できたことに加えて、「ふれあいマルシェいるま」と「出張！入間のうまい市」、「農業まつり」の開催により、農産物直売会の実施回数が目標を上回りました。

また、地元で農業を営んでいる生産者グループと連携を密にすることで、1年を通して地場農産物を学校給食に使用することができました。

【具体的取組】

・地場農産物の販売促進のための PR 活動

地場農産物の販売促進のために、以下の取組を実施しました。

- ・狭山茶PR用一煎パックの配布、ティーバッグの配布
- ・入間市産農産物についてチラシ、ホームページ、のぼり旗、パネルによる PR
- ・ふれあい朝市の開催支援
- ・体験ツアー「ふれあい朝市生産者を訪ねて」の実施
- ・狭山茶消費者交流イベント「狭山茶をもっと楽しむ！ツアー」



新茶のぼり旗

の徒歩ツアー(2回)およびバスツアー(1回)

- ・農業まつり、八十八夜新茶まつり
- ・T-1 グランプリ事業、狭山茶店舗活性化事業支援

・生産者と消費者の交流による地産地消の促進

農産物の直売会「ふれあい朝市」(毎週土曜日)に加えて、直売イベントとして、ふれあいマルシェいるま(6月2日、8月10日、11月10日、2月9日)、「出張!入間のうまい市」、「農業まつり」の直売イベントの開催を支援し、生産者と消費者の交流により地産地消を促進しました。



・学校給食における地産地消の取組

地元で農業を営んでいる生産者グループ、入間市茶業協会、精肉店から納入された地場農産物等を学校給食で使用することで、地産地消に取り組みました。令和4年度は12ヶ月、128回地場農産物を使用することができました。

4 生物多様性の確保

カタクリやムササビなどの希少動植物の生息が確認される一方で、オオキンケイギク、コクチバス、クリハラリス、アライグマなどの特定外来生物も確認されています。健全な生態系の確保と安全な生活環境づくりを進めるため、適正な駆除や防除体制が必要となっています。外来生物法では、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制しています。

①野生生物の保護と外来種対策

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
37	イベント開催による情報提供	—	自然展、いるま環境フェアの開催	中止	中止	自然展、いるま環境フェアの開催			自然展、いるま環境フェアの開催
				※	※	☆			
38	外来種(アライグマ)の捕獲	頭/年	59	48	88	113			対策の推進
				↓	☆	☆			
39	外来種(コクチバス)の捕獲	尾/年	42	74	43	50			対策の推進
				☆	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇イベントは開催、外来種捕獲数は増加

イベントの開催による情報提供に関して、いるま環境フェアおよび自然展について、いずれも、開催することができ、目標を達成できました。ただし、いるま環境フェアについては、実施方法の変更により、生物の保護についての情報提供は行いませんでした。令和5年度は、開催方法について改めて検討を行います。

また、外来種(アライグマ・コクチバス)の捕獲を継続して実施しています。令和4年度の捕獲数はいずれも、令和3年度より増加し、目標達成となりましたが、引き続き、外来種の捕獲等による防除を行うとともに、必要な周知・対策を推進します。

【具体的取組】

・希少な生物や鳥獣の保護とイベントでの情報提供

令和4年9月2日～9月4日に産業文化センターで自然展を開催し、保護についての情報提供を行いました。

なお、いるま環境フェアは、令和5年2月18日に開催しましたが、実施内容を令和元年度以前の内容から変更し、地球温暖化をテーマとした市長講演とワークショップとしました。

・外来種による生態系被害の防止

令和4年度は市内で新たな特定外来生物の発見はありませんでした。特定外来生物が発見された場合には、市ホームページ等で周知・注意喚起を行います。また、ホームページや自然展で、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの情報や、外来種のオオキンケイギク、アメリカオニアザミの情報、駆除について周知しました。

入間漁業協同組合の行う外来魚被害対策事業へ補助金を交付し、外来魚の駆除や環境整備を支援しました。

2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築



1 地域の緑の充実

私たちが住んでいる地域には、市街地やその周辺部の平地林、公共施設や公園などの緑地、住宅の庭木など様々な緑があります。私たちの生活をより豊かにする地域の緑を守り、育てながら、その質の向上を目指します。

①身近な緑の保全と創出

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
40	苗木の配布本数	本/年	300	0 ※	300 ☆	300 ☆			300
41	保護樹林・市民の森 の面積	ha	5.4	4.6 ↓	3.9 ↓	3.6 ↓			現状 維持
42	斜面林の保全 の促進	—	維持保全 を検討	維持保全 を検討 ☆	維持保全 を検討 ☆	維持保全 を検討 ☆			維持保全 を検討
43	生垣奨励補助による 設置件数	m/年	40	13 ↓	29 ↓	なし ※			100
44	市街化区域に対する 公園不足域の割合	%	約30	約30 →	約25 ↑	約25 →			約20以下 (令和10年度)

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇保護樹林減少、生垣奨励補助は実施なし、その他の項目について現状維持または達成

行政改革の視点から、保護樹林及び市民の森の制度見直しを行っており、保護樹林の面積は減少しました。全体的な管理の効率化を図り、適正な維持管理を行います。

生垣奨励補助金は、補助金制度の見直しにおいて、目的・効果・効率等の評価の結果、凍結することとなり、令和4年度は未実施となりました。

斜面林の保全については、希少植物の生育状況についての確認や市内に残存する段丘崖斜面林の候補地についての検討を行いました。今後も、引き続き有効な保全策を検討します。

公園不足域については、よりよい公園整備手法について検討を行っており、令和4年度は公園整備に着手していないため、現状維持です。令和5年度は、狭山台近隣公園予定地の整備に向けた調査を実施します。

【具体的取組】

・苗木配布制度の継続と充実

配布する苗木について事前アンケートを実施し、希望の多い苗木を選定し、農業まつりにおいて、ブルーベリーの苗木 300 本を配布しました。

・保護樹林・市民の森等の保全制度の活用

保護樹林について、借上型から奨励型に指定変更を行うため、地権者の方には契約更新時に内容説明を行い、適正な維持管理を依頼しました。

また、市民の森制度の見直しを行い、効率化を行うとともに、新たに土地を市民の森に指定しました。

借上型保護樹林： 固定資産税等相当額を借上料として、土地の賃貸借契約を結び、維持管理は市が行う。

奨励型保護樹林： 固定資産税等相当額プラス10円/m²の奨励金を払い、維持管理は土地所有者が行う。

・斜面林の保全

重要な斜面林である扇町屋の保護樹林や、二本木の段丘崖斜面林の希少植物の生育状況について博物館や市民ボランティアと協力して確認しました。引き続き、希少植物の生育状況を確認していくとともに、時機を見て土地所有者と相談し有効な保全策を検討していきます。

また、市内に残存する段丘崖斜面林の候補地についても継続して検討を行います。

・公園不足区域での公園の整備

公園配置計画に基づき、適正に配置されるよう計画的な公園整備を推進するため、立体都市公園制度等、新たな公園整備手法について研究を行いました。

また、令和5年度には、狭山台近隣公園予定地について、パーク PFI 制度※を用いた公園整備を行うことについて、民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する「サウンディング調査」を実施する予定です。

※パーク PFI 制度 公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度

2 交通環境の整備

交通の面では、鉄道として西武池袋線とJR八高線が市域周辺部に位置しています。鉄道による地域間アクセスが限定的となっていますが、鉄道網を補完する形で民間路線バスが市内を走っています。鉄道駅と地域を結ぶ、市民にとって身近な交通機関となっています。また市内コミュニティバス(「ていーろーど」、「ていーワゴン」)は、交通不便地域や交通空白地を解消するため、民間路線バスが通っていない路線を補うように運行しています。

①公共交通の利便性の向上

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
45	コミュニティバスの利用者数	人/年	160,454	126,722 ↓	148,628 ↓	165,685 ↑			175,000
46	既存路線の維持・確保等について事業者への働きかけ	—	働きかけを実施	働きかけを実施 →	働きかけを実施 →	働きかけを実施 →			定時運行の安全性の向上
47	駅周辺における自転車駐輪場の整備	ヶ所(累計)	公設13	公設13 ☆	公設13 ☆	公設13 ☆			現行駐輪場の維持

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇コミュニティバス利用者は増加、その後も現状維持または達成

コミュニティバス利用者の利便性の向上のため、入間市コミュニティバス時刻表及び地域公共交通マップを、利用者が使用しやすいデザインに変更し、利用者数が増加しました。

既存路線の維持・確保について、コロナ禍の影響もあり便数が減少したものの、運行事業者との密な連携により、路線は維持・確保できました。

駅周辺の駐輪場も既設の13ヶ所を適切に維持管理し、目標達成となっています。

【具体的取組】

・環境負荷低減施策と公共交通促進施策の連携

入間市地域公共交通計画を策定し、ゼロカーボンシティへの貢献を計画に位置付けました。ゼロカーボンシティの実現に向けて、二酸化炭素や窒素酸化物等を排出しないバス車両の導入や、地域新電力を活用した充電施設などの導入を検討します。

・民間路線バスの既存路線の維持・確保

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数が減少したため、便数が減少しましたが、運行事業者との連携により、路線の維持・確保を図りました。

令和3年度 42路線(往路304便、復路305便)

令和4年度 42路線(往路301便、復路302便)

・自転車駐輪場整備による放置自転車解消

駅周辺における道路の安全確保のため、自転車置場の適切な維持、管理により、放置自転車の解消に努めました。

3 歴史・文化を大切にした景観の保全

加治丘陵や狭山丘陵、市内を流れる河川などには、自然環境が豊富に残っています。また、貴重な文化財には、歴史的な建造物や地域の伝統的な祭りや囃子などもあります。

①歴史、文化の継承

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
48	文化財保護啓発事業への参加人数	人/年	200	95 ↓	84 ↓	169 ↓			250
49	旧石川組製系西洋館、旧黒須銀行の来館者数	人/年	5,840	1,610 ↓	4,562 ↓	6,452 ↑			10,000
50	埋蔵文化財の報告書刊行数	冊 (累計)	38	41 ↑	42 ↑	43 ↑			50
51	伝統文化活動団体の会員数	人 (累計)	760 (令和元年)	753 ↓	754 ↓	746 ↓			760

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇旧石川組製系西洋館等の来館者は増加、文化財保護啓発活動の参加者や伝統文化活動団体の会員は減少

旧石川組製系西洋館等は、ロケ地としての魅力や歴史的価値の再認識等、効果的なPRに努め、来館者の増加につなげることができました。

文化財保護啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが事業の実施に努め、昨年度よりも大幅に参加者が増加したものの、人数制限等のため、従前の人数には至っていません。

また、伝統文化活動団体の会員数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数の事業が中止となるなど活動の停滞を余儀なくされたため、会員数が減少しています。今後は中止となった活動の再開と、活発な活動の支援を行います。

【具体的取組】

・身近な文化財を活かした郷土の魅力の再認識に繋がる事業

東金子地区(5月20日)と二本木地区(3月17日)で文化財めぐりを開催(公民館との共催)

2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築

事業)しました。また、「渋沢栄一と豊岡」「わがまちの“お宝”再発見」等の文化財関連講座(出前講座等)を年間4回実施しました。なお、3年ぶりに、東金子地区の氷川神社で文化財防火訓練(2月18日)を行い、約70名の参加者がありました。事業を通して、文化財の保護意識の啓発と、文化財の魅力を発信しました。

・旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行などの近代文化遺産の保存、活用

旧石川組製糸西洋館では、一般公開を年47日間行い、3,913人の来館者がありました。また、各種イベントとして、舞踏披露会や七五三撮影会、コーヒー講座、朗読鑑賞会等の12事業を実施し、参加者は延べ1,468人でした。

旧黒須銀行については、年11日間特別公開を実施し、来館者は1,071人でした。また復元修理工事に向けたクラウドファンディングを実施し、財源の確保と事業の周知に取り組みました。



旧黒須銀行

・指定文化財等の貴重な文化財の保存と活用

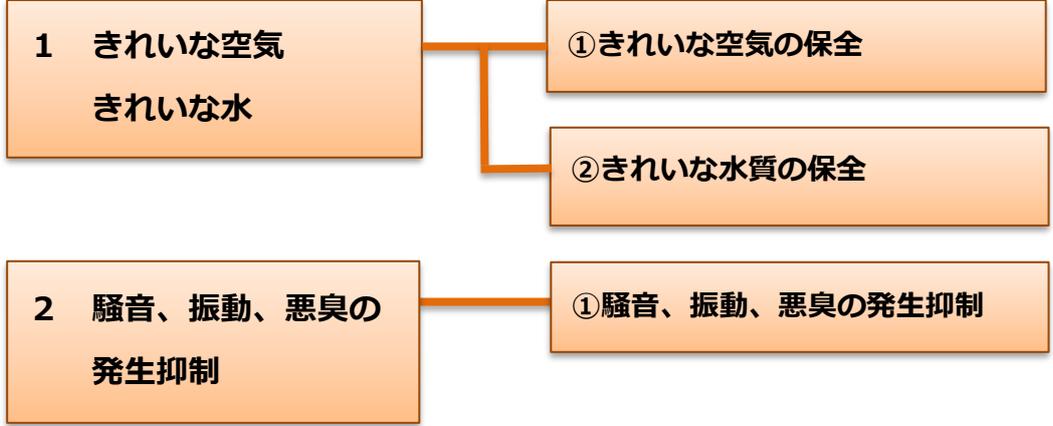
指定文化財については、文化財の保存に必要となる修繕等を3件、価値や魅力を伝える文化財説明板の修繕を1基行いました。また、開発に先立つ埋蔵文化財の試掘調査を年間12件実施しました。

なお、埋蔵文化財は発掘調査等により適切に保護を図るとともに、報告書を作成し公開することで、郷土の歴史・文化の発信につなげています。令和4年度は、試掘調査の結果報告書を作成しました。

・伝統文化活動団体の支援や協働による事業

10月22日(土)に開催された入間万燈まつりで、新久はやし保存会他6団体が、お囃子の演奏を披露しました。また、3月12日(日)に産業文化センターで開催された入間市芸能発表会で、個人・団体含む43の演目が披露され、300人の来場がありました。

2-4 基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全



1 きれいな空気 きれいな水

大気については、測定や監視を継続し、大気環境の保全に努めます。

水質については、単独処理浄化槽からの生活排水による河川の水質汚濁防止のため合併処理浄化槽の普及および補助制度のPRに取り組みます。

①きれいな空気の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
52	主要交差点等における 自動車排ガス調査 実施地点数	地点 /年	4	4 ☆	4 ☆	4 ☆			4

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇予定通り調査を実施(目標達成)

令和4年度も、例年と同時期(11月下旬)に自動車排ガス調査を行いました。調査の結果、すべての地点で汚染物質等が環境基準値未満であることを確認しました。

・主要交差点での自動車排ガス調査

自動車排ガス調査は、交通量の多い交差点で毎年同時期に実施することで、経年変化を把握しています。11月下旬に藤沢交差点、南峯交差点、上藤沢交差点、宮寺地内国道16号沿線の4地点で、24時間の自動車排ガス測定を、実施しました。

・アイドリングストップの周知

埼玉県活環境保全条例で、自動車の停車時や駐車時のアイドリングストップが義務付けられています。市公式ホームページで、運転者や事業者、駐車場の管理者等の義務等について説明する記事を掲載しています。

②きれいな水質の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
53	合併処理浄化槽の 設置補助基数	基 (累計)	964	1,006	1,015	1,031			1,000
				☆	☆	☆			
54	工場・事業所等への 水質調査件数	件/年	9	6	5	5			9
				↓	↓	↓			
55	河川などの水質調査 地点数	地点 /年	24 (4回)	24 (4回)	24 (4回)	24 (4回)			24 (4回)
				☆	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇合併処理浄化槽の設置件数と水質調査地点数は達成、工場等への水質調査件数は未達成
合併処理浄化槽設置補助については、実績のある浄化槽工事登録業者に対して声かけを行い、利用増加につなげました。

工場・事業所等への水質調査件数は、5件となりましたが、過年度の結果が不良だった事業所を中心に排水水質調査を実施し、県の目標値に達しなかった事業所は県と合同で立ち入り指導を行うなど、水質の保全に努めました。

河川水質調査については、令和4年度も継続して調査を実施しています。

【具体的取組】

・市街化調整区域における合併処理浄化槽の普及

市街化調整区域で、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併浄化槽に転換する方を対象に、補助金を交付しました。(令和4年度補助基数:16基)補助事業について、広報いるま4月号および市公式ホームページに掲載し、浄化槽清掃業者にチラシを配布し周知依頼を行いました。

・市街化区域における公共下水道への接続推進

市街化区域内で水洗化未実施の世帯のうち264世帯に対して、職員による直接訪問・通知にて水洗化普及促進活動を実施、普及率の向上を図りました。(令和4年度 実績値・進捗状況 97.87%)

・工場・事業者等への立ち入り検査・指導

令和5年2月に、河川に排水している事業所を対象に、排水水質調査を実施しました。5事業所中2事業所が BOD について、埼玉県の目標値を超過したため、県と連携して改善指導を行いました。

BOD：生物化学的酸素要求量 生活環境項目の1つであり、微生物が水中の有機物(主に生活排水の汚れ)を分解したときに消費する酸素量のこと。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

・定期的な水質調査

市内の主流河川(入間川、霞川、不老川)とその支流について、市境や本流への流入地点等24地点において、年4回(5月、8月、11月、2月)の水質調査を行いました。

年平均値において、一部で BOD の値が環境基準を上回りましたが、軽微な超過であり経過観察とします。詳細な調査結果については、「入間市の環境調査概要」に記載し、令和6年1月に公表する予定です。

2 騒音、振動、悪臭の発生抑制

不快な騒音や振動、悪臭などを少なくするために、その原因となる工場や事業所、畜舎などへの規制や指導、支援を推進し、快適な生活環境を保全します。

①騒音、振動、悪臭の発生抑制

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
56	公害苦情(騒音、振動、悪臭)の受理件数に対する解決率	%	91	94	99	98			100
				↑	↑	↓			
57	自動車交通騒音調査(面的評価)実施	回/年	1	1	1	1			1
				☆	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇公害苦情の達成率は減少、自動車交通騒音調査は実施

公害苦情の解決率は、昨年より1%下がったものの、相談者への丁寧な聞き取りや、原因者への迅速な助言、指導により、高い水準で推移しています。

また、自動車交通騒音調査については、騒音規制法に基づき自動車交通騒音常時監視を実施しました。

【具体的取組】

・騒音、振動などについての指導、改善

騒音、振動、悪臭に関する相談について、通年で相談者への聞き取りや現地調査を行い、原因者への助言や、改善指導を行いました。相談の受付件数は87件(内訳:騒音36件、振動3件、悪臭48件)で、うち85件は解消(改善)しました。

・畜舎等からの悪臭防止対策

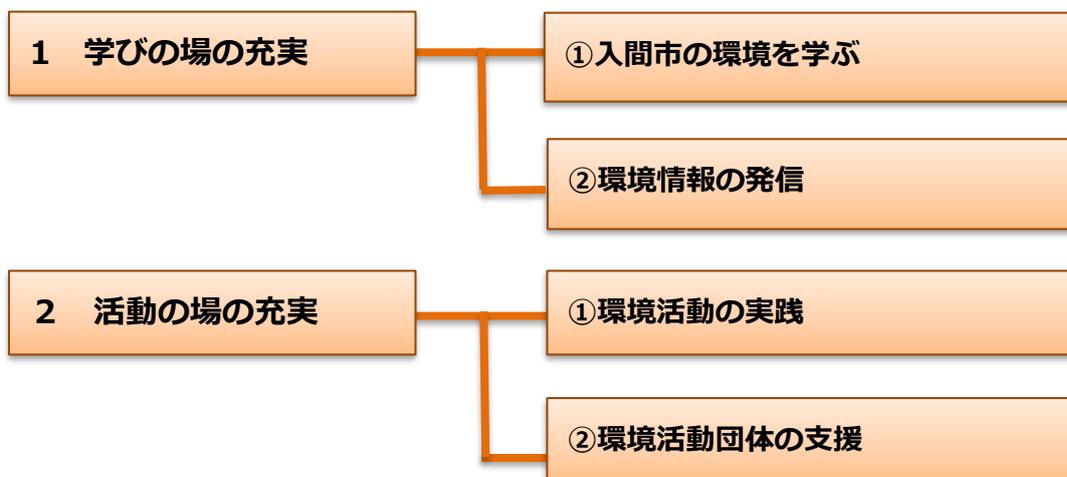
畜舎からの悪臭防止対策として、畜産団体4団体に対して、脱臭剤の購入費用に対して助成を行いました。

・主要道路の騒音等調査

令和4年8月に市道幹36号線において24時間の道路交通振動調査及び交通量調査を実施しました。

また令和5年1月に藤沢地内の県道川越入間線において、道路交通騒音常時監視を3日間連続で実施しました。調査の結果、騒音は、昼夜ともに環境基準、要請限度のいずれに対しても下回り、基準値内であることが確認されました。

2-5 基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践



1 学びの場の充実

環境学習の場の充実により市民の環境学習の機会が増加します。本市では、環境に関する様々なイベントや講座があります。既存のイベントをさらに充実させることは、市民が本市の環境を知り、環境保全の意識を高めていくことに貢献できます。

また、様々な媒体を活用し、市民へ環境情報を発信していきます。

①入間市の環境を学ぶ

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
58	いるま環境フェアの 参加団体数	団体 /年	37	中止	中止	0			50
				※	※	↓			
59	環境市民講座等の 開催回数	回/年	8	9	6	12			12
				↑	↓	☆			
60	農産物の直売会 実施回数(再掲)	回/年	50	39	47	60			55
				↑	↑	☆			
61	博物館と学校の連携による 環境学習への参加者数	人/年	6,283	374	4,679	5,121			5,500
				↓	↓	↓			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇いるま環境フェアは実施方法の変更により未達成、それ以外は昨年より進展

いるま環境フェアは、実施方法を講演およびワークショップとし、団体展示を行わなかったため参加団体数が0となっています。令和5年度は、開催方法について改めて検討を行います。

環境市民講座等の開催回数については、環境市民講座 8 回に、出前講座3回、いるま環境フェアの講演で合計12回となりました。令和5年度以降は、環境市民講座に代わり、市民向けの説明会や講座を行うことで環境意識の啓発を推進します。

農産物直売会は、「ふれあい朝市」に加えて、「ふれあいマルシェいるま」と「出張！入間のうまい市」、「農業まつり」の開催により目標回数を上回りました。

博物館と学校の連携について、昨年度と比べて増加し、着実に目標値に近づいています。今後も、博物館が保存活用している実物資料と学芸員の調査研究の成果を生かした博学連携事業を継続するとともに、ICT を用いたオンライン授業も活用します。

【具体的取組】

・いるま環境フェアの開催

令和5年2月18日に環境フェアを実施しました。令和4年度は実施方法を変更し、地球温暖化対策をテーマに、市長講演とワークショップを実施しました。講演で地球温暖化対策の必要性や市の取組について参加者に共有し、ワークショップで参加者それぞれが思う地球温暖化対策を考え意見交換を行うことで、入間市の環境について考える機会としました。



・環境市民講座等の学習機会の充実

環境市民講座として、市内河川の生物や、環境とコーヒーの講座など、環境に関する講座を合計8回実施しました。また、ゼロカーボンシティについての出前講座を3回実施し、地球温暖化の影響や市の取組、家庭でできることなどについて説明をしました。

いるま環境フェアについても、地球温暖化対策についての講演とワークショップとし、市民の学習機会の充実に貢献する内容としました。

なお、環境市民講座については、事業見直しのため令和4年度で終了となりました。今後は、現在重点的に推進している温暖化対策についての市民向けの説明会や講座を中心に実施し、環境意識の啓発を推進します。

・農業まつりやふれあい朝市での生産者と消費者の交流

「農業まつり」(1回)や、「ふれあい朝市」(毎週土曜日 52回開催)に加えて、ふれあいマルシェいるま(4回)、「出張！入間のうまい市」(3回)を開催し、新たな販売機会を創出して、生産者を支援しました。それに伴い、生産者と消費者の交流も深まりました。

・博学連携事業による「入間市の環境」に関する授業等

博物館を活用した学校授業を、延べ 57 校で実施し、4,498 人が受講しました。

また、博物館学芸員が直接学校へ出向いて行う「出前講座(オンライン含む)」を 13 校で実施し、623 人が受講しました。

「むかしのくらしと道具展」では、子ども達が現在の環境問題を考えるためのきっかけになるように、「むかしのリサイクル」を取り上げた展示を行いました。



②環境情報の発信

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
62	ごみ分別アプリ ダウンロード数	件 (累計)	7,000	12,951 ☆	17,291 ☆	23,545 ☆			10,000
63	ごみ減量推進モデル地区 の設定と活動支援・PR	自治会/年	12	中止 ※	中止 ※	11 ↓			12
64	刊行物への環境情報 の掲載数	回/年	2	10 ☆	10 ☆	7 ☆			2
65	入間市の環境調査概要 の作成	回/年	1	1 ☆	1 ☆	1 ☆			1
66	COOL CHOICE 運動について、 広報いるまへの掲載数	回/年	2	2 ☆	1 ↓	1 ↓			2

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇ごみ分別アプリは目標を大きく上回って達成、ごみ減量推進地区説明会と COOL CHOICE の広報掲載は未達成

ごみ分別アプリは、目標の2倍を超えるダウンロード数を達成しました。

ごみ減量推進モデル地区の設定と活動支援・PR として、対象となる地区の自治会に対して説明会を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により1件を令和5年度に延期したため、目標値に届かず 11 自治会での実施となりました。

刊行物への環境情報掲載数や、入間市の環境調査概要の作成については、いずれも目標達成していますが、COOL CHOICE 運動の記事については、紙面の都合等により年2回の掲載が困難なため、市公式ホームページや、イベント時の説明など、他の手段での周知を図りました。

【具体的取組】

・ごみ分別アプリの活用

ごみ分別アプリにより、ごみを出す際の注意事項や集積所に出せないものの周知、リサイクルプラザ等の体験教室やおもちゃ病院等のイベント開催の発信を行い、適正なごみの分別や資源化等、3R等の啓発を図っています。

また、令和5年3月に英語版アプリの配信を開始しました。



・ごみ減量推進地区説明会の開催

令和4年7月から令和5年2月までの間に下記の地区で、ごみ減量推進地区説明会を実施し、入間市のごみの現状、ごみの分別、資源のリサイクル等、ごみ減量について説明を行いました。

- ・豊岡地区(扇町屋第二住宅自治会、ハイラーク入間自治会、扇町屋団地第四住宅自治会)
- ・東金子地区(第九区、第十三区)
- ・金子地区(大字中神)
- ・宮寺・二本木地区(坊・むさし藤沢台自治会)
- ・藤沢地区(第八区・第十一区自治会)
- ・西武地区(第四区)

・広報いるま等による環境情報の発信

環境に関する情報として、地球温暖化対策やEVの普及啓発、資源循環の取組など、市の環境への取組について、広報いるまの特集記事(10月、2月)や市公式ホームページ、SNSなどを通じて市民に情報発信を行いました。

また、環境イベントについても、広報いるまで情報発信しました。(環境市民講座:9月・11月・2月、環境フェア:2月、脱炭素型ライフスタイルワークショップ:2月)



・「環境報告書」および「入間市の環境調査概要」の公表

「環境報告書」は、令和4年度版いるまの環境として、令和4年12月に市公式ホームページおよび市内公共施設で公表しました。また、環境報告書に対して寄せられた意見および回答については、令和5年3月に市公式ホームページで公表しました。

「入間市の環境調査概要」は、大気、水質、騒音等の公害調査の結果をまとめたもので、令和5年1月に、市公式ホームページに公表しました。

・COOL CHOICE 運動

COOL CHOICE 運動について広報いるま8月号や市公式ホームページで周知し、出前講座等の機会に、市民の方の取組を呼びかけました。また、COOL CHOICE の一環としてライトダウンキャンペーンを実施し、令和4年6月21日と7月7日の午後8時から午後10時までの時間、家庭や施設の照明の一斉消灯を呼びかけ、地球温暖化防止についての啓発を行いました。



なお、COOL CHOICE の啓発活動は、(株)エフエム茶笛、入間ケーブルテレビと共同で実施しています。

COOL CHOICE: CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

2 活動の場の充実

市民や団体、事業所の自発的な取り組みが行えるよう、環境学習での学びを実践できる場を充実させていく必要があります。

①環境活動の実践

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
67	緑に関するイベントの参加者数	人/年	671	17 ↓	662 ↓	834 ☆			700
68	フリーマーケットなどの開催回数	回/年	11	中止 ※	6 ↓	11 ☆			11
69	資源再利用団体の登録数	団体	198	189 ↓	185 ↓	182 ↓			260
70	資源再利用団体の回収量	t/年	2,235	1,583 ↓	1,442 ↓	1,399 ↓			3,600
71	市民清掃デーの参加世帯数の割合	%	78.9 (自治体加入世帯)	39.32 ↓	57.7 ↓	68.4 ↓			85 (自治体加入世帯)

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇緑に関するイベントの参加者数とフリーマーケットの開催回数は達成、それ以外の項目は基準値より悪化

緑に関するイベントの参加者数は、自然展を再開したこと等により目標を達成しました。

また、フリーマーケットの開催回数も、「リサイクルの日」のミニフリーマーケット 10 回に加え、10月30日に市内大型商業施設で出張販売を実施したことで目標達成となりました。

一方で、資源再利用団体の活動については、人口減少や、電子書籍の普及、生活様式の変化により、対象物自体の量が減少していることもあり、活動団体数と回収量がいずれも年々減少しています。

市民清掃デーの参加世帯数の割合も前年度より増えているものの、基準値には及びません。「市民清掃デーボランティア活動証明書」の交付対象を拡大するなど参加者増加に努めます。

【具体的取組】

・自然かんさつ会の開催

自然かんさつ会を9回開催し、雑木林、湿地、河川、市街地などの身近な自然の植物、鳥、昆虫を観察しました。また、観察した内容はかんさつ会だよりにまとめて配布しています。

・リサイクルフェア、あおぞらフリーマーケットの実施について

リサイクルフェアは、万燈まつりの規模縮小により場所の確保ができなかったことから、開催しませんでした。

また、個人でのインターネットによる非対面式販売の利用者数が増加傾向にあることから、大人数が1カ所に集まって開催する「あおぞらフリーマーケット」については事業を廃止しました。なお、リサイクルプラザ再生品は、ジモティー(地域密着型の無料広告サイト)に掲載しリユースを促進しています。

・自治会や子ども会への資源再利用奨励補助による活動支援

家庭から出されるごみの中で資源として再利用できる古紙や古布類等を回収した、自治会等の資源回収登録団体182団体に対して延べ855件の補助金を交付しました。

・市民清掃デーの実施

市民清掃デーを6月5日(日)に実施しました。参加自治会数も前年度より増加し、自治会加入世帯数の68.4%が市民清掃デーに参加しました。

また、令和4年度から、市民総ぐるみの環境美化運動として実施している市民清掃デーへの参加を通じて、地域活動へ主体的に参加する意識の向上を図るため「市民清掃デーボランティア活動証明書」の交付を開始しました。(ボランティア活動証明書申請件数 中学生 386件、高校生20件、大学生4件の計410件)

令和5年度からは、「市民清掃デーボランティア活動証明書」について、小学生も交付対象とします。

②環境活動団体の支援

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
72	環境活動団体の活動支援	団体	5	5	5	5			5
				☆	☆	☆			
73	緑に関するボランティアの活動人数	人/年	458	378	864	769			500
				↓	☆	☆			

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇すべての項目で達成

環境団体への活動支援では、環境美化や環境保全、環境に関する啓発活動を実施している5団体に対して活動支援を継続し、目標達成となりました。

また、緑に関するボランティアについては、樹林地の管理運営および保全活動を行う山林管理ボランティア等のほかに、公共用地で花を育てていただく「花いっぱい運動」の活動者を含め、延べ769人が活動し、目標達成となりました。

【具体的取組】

・環境活動団体への補助金交付

入間市環境まちづくり会議、入間市衛生自治会、霞川をきれいにする会、入間市不老川をきれいにする会、沢田地区をきれいにする会の5団体に補助金を交付し、活動を支援しました。

補助金は市内環境団体の活動費用に充てられています。各団体は、環境に関する啓発活動や、ごみ拾い、衛生美化キャンペーン、害虫防除、河川敷の草刈りなどを実施しており、市内の環境美化、環境保全に貢献しています。

・加治丘陵山林ボランティア等の支援

加治丘陵の山林管理ボランティア等を対象に、受講者の山林管理・保全等についての知識や意欲の向上のため、12月21日に野生動物をテーマにした講習会を実施しました。

・ボランティア活動支援のための講座等についての検討

上記の加治丘陵山林ボランティア向けの講習会について、講座の内容や受講対象者を拡大し、さとやま巡視員なども対象に含めた形の講座を実施しました。

また、令和4年度は、自然かんさつ会の会場を加治丘陵とし、NPO 等で山林管理の活動を行っている方にも、自然かんさつ会への参加を呼びかけました。

2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価

令和4年度の評価をまとめたものが以下、表1 令和4年度の実施評価です。

	☆目標達成	↑目標に向けて進展	→現状維持	↓悪化	※未着手・他
基本方針1	12	1	0	6	2※1
基本方針2	14	1	2	1	0
基本方針3	3	3	2	3	1
基本方針4	4	0	0	2	0
基本方針5	9	0	0	7	0
合 計	42	5	4	19	3

※1 方針変更により評価対象外となった1件を含みます。

令和4年度における実施施策73項目のうち、目標達成あるいは目標に向けて進展したものは、47項目で全体の約64%となり、令和3年度の約53%と比べて約10%増加しました。また、現状維持のものは4項目で、全体の約5%となり、令和3年度の約8%から減少しました。悪化あるいは未着手のものは22項目で全体の約30%と、令和3年度の約38%と比べて約8%減少しています。

昨年度に比べて施策が大きく進展した要因として、各施策を計画的に遂行したことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、イベントの開催に関する施策が進展したことが考えられます。ただし、イベント等の参加者については、新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を設けていたこともあり、昨年度より増加しているものの基準年度と比較すると減少（悪化）となっているものが見られます。また、一部の事業においては、事業の見直し等により変更や廃止があったことから、目標達成が困難になっています。

令和5年度以降は、イベント参加者を増加させるために実施方法の検討や周知・PRを行うとともに、廃止となった事業についても、社会情勢の変化に対応しつつ、各施策を尊重した取組を推進するために、より効果的な施策について検討を行います。

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

3-1 目標

3-2 結果・解説

3-3 温室効果ガスの削減方針

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

3-1 目標

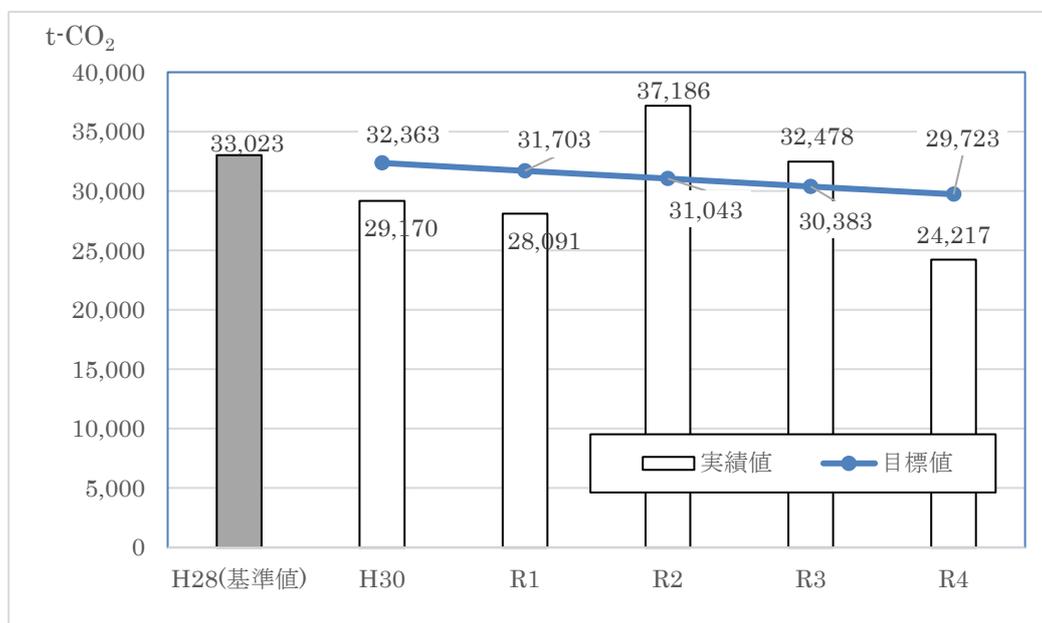
本市では、平成30年度から「第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を実施しており、対象となる入間市の本庁舎及び庁外施設で行う全ての事務及び事業(一般廃棄物の焼却を含む)に対し、平成28(2016)年度を基準に平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までに累計で9,990[t-CO₂]の温室効果ガスを削減することを目標としています。

3-2 結果・解説

(1)温室効果ガスの総排出量について

令和4年度の本計画の対象となる温室効果ガス排出量(図1)は、24,217t-CO₂で、基準年度と比べてCO₂換算で8,806t-CO₂(26.7%)の減少となっており、令和4年度の削減目標を達成しました。

図1 各年度温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)



また、削減量の累積においても、目標値である 9,900 t-CO₂ を大きく上回り、13,973 t-CO₂ となりました。(表2)

表 2 温室効果ガスの削減状況

		温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
		平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量	目標値		32,363	31,703	31,043	30,383	29,723
	実績値	33,023	29,170	28,091	37,186	32,478	24,217
削減量	目標値		660	1,320	1,980	2,640	3,300
	実績値		3,853	4,932	△4,163	545	8,806
削減量累積	目標値		660	1,980	3,960	6,600	9,900
	実績値		3,193	8,785	4,622	5,167	13,973

※削減量の△は増加を示す

温室効果ガスの種類別排出量を比較すると、全ての温室効果ガスが減少しています。

(表 3)

表 3 温室効果ガスの種類別排出量(二酸化炭素換算)

温室効果 ガスの種類	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
	平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二酸化炭素 (CO ₂)	32,204	28,348	27,272	36,359	31,697	23,460
メタン(CH ₄)	176	176	174	173	166	164
一酸化二窒素 (N ₂ O)	641	646	642	652	613	591
ハイドロフルオロカー ボン(HFC)	2	2	3	2	2	2
計	33,023	29,170	28,091	37,186	32,478	24,217

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

(2)項目別温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の項目別(①施設、②自動車、③その他)排出量は、表4のとおりです。

表4 項目別温室効果ガス排出量

	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])						
	平成28年度 (基準年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 施設	13,792	13,571	12,933	12,000	12,027	11,764	
② 自動車	143	152	139	112	118	132	
③ その他	廃棄物	18,933	15,294	14,869	24,926	20,189	12,175
	浄化槽	154	153	150	148	144	146
計	33,023	29,170	28,091	37,186	32,478	24,217	

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

① 施設

施設でのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ14.7%減少しております。主に電気使用量の減少によるもので、各職員の省エネ行動の徹底や施設管理上の工夫、照明のLED化等の機器入れ替えによる効果が考えられます。

表5 施設のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO₂])

		平成28年度 (基準年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気	使用量(kWh)	22,506,130	22,132,108	21,642,210	20,653,792	21,264,016	21,068,270
	排出量	11,173	11,083	10,603	9,467	9,442	9,155
都市 ガス	使用量(m ³)	635,798	627,383	597,328	665,736	670,429	639,422
	排出量	1,373	1,355	1,290	1,438	1,448	1,381
LPG	使用量(m ³)	73,073	73,633	72,596	70,887	76,263	78,281
	排出量	478	482	475	464	499	512
重油	使用量(L)	114,520	83,950	83,050	129,558	129,300	115,700
	排出量	310	228	225	351	350	314
軽油	使用量(L)	19,462	17,753	14,970	10,823	11,125	32,333
	排出量	50	46	39	28	29	83
灯油	使用量(L)	163,790	151,556	121,077	101,630	103,842	128,042
	排出量	408	377	301	253	259	319

②自動車

自動車から排出された温室効果ガス排出量は、表 6 のとおり基準年度と比べ減少しています。基準年度と比べ燃料使用量、走行量ともに減少しており、その理由としてはバスの廃車、庁用車の買い替え、公用自転車の活用のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議や訪問の機会が減少したことが考えられます。

表 6 燃料(ガソリン)使用量と庁用車の走行にともなう温室効果ガス排出量等

	(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
	平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃料(ガソリン) 使用による排出量	136	145	132	106	112	125
庁用車の走行距離 による排出量 (カーエアコン使用に伴 う排出量を含む)	7	7	7	6	6	7

③ その他

その他は、市が直接的に管理することが困難な項目である廃棄物の焼却と浄化槽の処理によるものが該当します。廃棄物の焼却は、総合クリーンセンターでの廃棄物の焼却によるものです。浄化槽の使用は、公共施設に設置されている浄化槽が対象となります。

廃棄物の処理のうち、廃プラスチックの焼却は、一般廃棄物焼却量に混入されているプラスチック類です。令和 4 年度は廃プラスチックの焼却量が大きく減少し、温室効果ガス排出量が減少しました。

表 7 その他の項目の温室効果ガス排出量

		温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
		平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃棄物の焼却	廃プラスチックの焼却	18,242	14,630	14,209	24,253	19,557	11,571
	准連続燃焼式	670	664	660	673	632	605
浄化槽の処理		154	152	150	146	144	146

3-3 温室効果ガスの削減方針

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、様々な削減対策を進め、目標を達成しました。

今後は、令和32(2050)年度ゼロカーボンシティの実現に向け、第四次入間市地球温暖化対策実行計画策定時の令和12(2030)年度温室効果ガス排出量26%削減を大幅に上回る51%削減を目標として新たに定め、令和5年3月に策定した、新しい入間市地球温暖化対策実行計画に基づき、施設整備等を含めたより積極的な温室効果ガス排出量削減を目指した取組を進めていきます。

<市の事務事業における取組>

(1)太陽光発電設備の最大限導入

令和12(2030)年度までに、今後建替えや廃止等が予定されていない公共施設に、太陽光発電設備を導入します。

(2)建築物における省エネルギー対策の徹底

今後、新築する建築物は原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和12(2030)年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。

(3)LED照明の導入

令和12(2030)年度までに、蛍光灯、水銀灯および白熱電球による照明(使用時間が短いものを除く)をLED照明に切替えます。

(4)移動の低炭素化

新たに導入する公用車は、原則EVとし、令和12(2030)年度までに公用車を電気自動車等(EV、FCV、PHEV、HV)とします。

(5)環境負荷の低い商品・エネルギー・サービスの選択

再生可能エネルギー由来の電力を購入し、電力消費に関わる二酸化炭素排出量を削減します。

(6)省エネ行動の徹底

照明の適正管理や空調機器の適正使用、業務の効率化、資源循環など、職員一人ひとりの行動により、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

(7)自然環境の保全

二酸化炭素吸収源である、加治丘陵や狭山丘陵といった自然環境の保全を行います。

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例

平成10年9月30日条例第31号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることに

より、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念ののっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2)資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3)地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全

及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2)その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第13条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する助成)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第17条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第18条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第16条の報告書について環境審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

令和5年度版

いるましの環境
第三次入間市環境基本計画環境報告書

～人と環境が共生するまちをめざして～

令和5年12月

発行：埼玉県入間市

編集：環境経済部 エコ・クリーン政策課

〒358-8511 入間市豊岡1丁目16番1号

TEL:04-2964-1111(代)

FAX:04-2965-0232(代)

E-mail:ir240500@city.iruma.lg.jp

<https://www.city.iruma.saitama.jp/index.html>